募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約 新旧対照表(規約)

旅行業公正取引協議会 2022年8月

変更

第1章 総則

(用語の定義)

- 第4条 この規約において使用する用語の定義は、 次の各号に定めるとおりとする。
 - (4) 「募集型企画旅行」とは、旅行業法第2条第1 項第1号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行のうち、事業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が事業者に支払うべき対価(以下「旅行代金」という。) の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
 - (5) 「表示」とは、顧客を誘引し、又は顧客に説明するために、事業者が募集型企画旅行の内容、取引条件等に関する事項について、パンフレット、新聞、雑誌、旅行情報誌、チラシ、ポスター、説明書面、テレビ、ラジオ、インターネット、ダイレクトメール、口頭その他の媒体を用いて行う広告その他の表示をいう。
 - (7) 「募集広告」とは、特定の募集型企画旅行について、旅行代金を表示して、旅行契約の締結を一般消費者に対して誘引する広告その他の表示をいう。
 - (9) 「ホームステイ」とは、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在することをいい、「ホームステイツアー」とは、ホームステイと旅行を組み合わせて設定された3か月未満の募集型企画旅行をいう。
 - (11) 「ツアー登山旅行」とは、登山、トレッキング、ハイキング等を目的として実施する募集型企画

現行

第1章 総則

(用語の定義)

第4条 この規約において使用する用語の定義は、 次の各号に定めるとおりとする。

(1)~(3) (略)

- (4) 「募集型企画旅行」とは、旅行業法第2条第1 項第1号に掲げる行為を行うことにより実施す る旅行のうち、旅行業者が、旅行者の募集のため にあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が 提供を受けることができる運送又は宿泊のサー ビスの内容並びに旅行者が旅行業者に支払うべ き旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作 成し、これにより実施する旅行をいう。
- (5) 「表示」とは、顧客を誘引し、又は顧客に説明するために、事業者が募集型企画旅行の内容、取引条件等に関する事項について、パンフレット、新聞、雑誌、旅行情報誌、チラシ、ポスター、説明書面、テレビ、ラジオ、ビデオテープ、インターネット、ダイレクトメール、口頭その他の媒体を用いて行う広告その他の表示をいう。
- (6) (略)
- (7) 「募集広告」とは、特定の募集型企画旅行について、価格を表示して、旅行契約の締結を一般消費者に対して誘引する広告その他の表示をいう。

(7)の2・(8) (略)

(9) 「ホームステイ」とは、外国の家庭に、語学の研修、生活体験等の目的で滞在することをいい、「ホームステイツアー」とは、ホームステイと旅行を組み合わせて設定された3カ月未満の募集型企画旅行をいう。

(10) (略)

(新設)

旅行をいう。

- (12) 「全国通訳案内士」とは、通訳案内士法(昭和 24年法律第210号)第2条第1項に定める全国 通訳案内士をいい、「地域通訳案内士」とは、同法 第2条第2項に定める地域通訳案内士をいう。
- (13) 「協議会マーク」とは、次のマークをいう。



(14) 「ロゴマーク」とは、次のマークをいう。



旅行業公正取引協議会会員

第2章 表示基準

(説明書面の必要表示事項)

- 第5条 <u>企画旅行業者</u>は、募集型企画旅行について 説明書面に、次に掲げる事項を施行規則で定める ところにより表示しなければならない。
 - (7) 旅行代金に関する事項
 - (9) 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の同行の 有無
 - (10) 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの
 - (11) 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
 - (12) 契約の変更及び解除に関する事項
 - (13) 責任及び免責に関する事項
 - (14) 旅行中の損害の補償等に関する事項
 - (15) 契約内容の重要な変更が生じた場合に係る旅 程保証制度に基づく変更補償金に関する事項
 - (16) 最少催行人員及び最少催行人員を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととなる場合は、その旨
 - (17) 参加資格に関する事項
 - (18) 安全及び衛生に関する事項
 - (19) 個人情報保護に関する事項
 - 20 旅行条件の基準期日
 - (21) 協議会マーク又はロゴマーク

(募集広告の必要表示事項)

第6条 事業者は、募集型企画旅行について募集広

(新設)

(11) 「協議会マーク」とは、次のマークをいう。



(12) 「ロゴマーク」とは、次のマークをいう。



旅行業公正取引協議会会員

第2章 表示基準

(説明書面の必要表示事項)

第5条 <u>事業者</u>は、募集型企画旅行について説明書 面に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところ により表示しなければならない。

(1)~(6) (略)

- (7) 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価(以下 「旅行代金」という。)に関する事項
- (8) (略)

(新設)

- (9) 旅行代金に含まれていない旅行に関する経費であって、旅行者が通常必要とするもの
- (10) 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項
- (11) 契約の変更及び解除に関する事項
- (12) 責任及び免責に関する事項
- (<u>13)</u> 旅行中の損害の補償等に関する事項 (新設)
- (14) 最少催行人員及び最少催行人員を下回った場合に当該募集型企画旅行を実施しないこととなる場合は、その旨
- (15) 参加資格に関する事項
- (16) 安全及び衛生に関する事項
- (17) 個人情報保護に関する事項
- (18) 旅行条件の基準期日
- (19) 協議会マーク又はロゴマーク

(募集広告の必要表示事項)

第6条 事業者は、募集型企画旅行について募集広

変 更 現 行

告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

告を行う場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより表示しなければならない。<u>ただし、インターネットによって申込受付を行う場合は、画面上の募集広告に続いて説明書面を経由して申込フォームになるように構成されていなければならない。</u>

(1)~(11) (略)

(告知広告の必要表示事項)

第6条の2 事業者は、告知広告を行う場合は、旅行 契約の申込みを受け付けない旨を表示しなければ ならない。

(告知広告の表示基準)

第6条の3 事業者は、告知広告において<u>第5条第5号から第9号まで及び第16号について</u>表示するときは、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

(特定事項の表示基準)

- 第7条 事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号 に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定め るところによらなければならない。
 - (4) 付帯サービスに関する事項

旅行計画に定めた旅行を実施するために通常必要とされる旅行サービス以外に<u>旅行者</u>に提供される物品又はサービスがある場合において、それらの物品又はサービスの提供について表示するときは、次の基準によること。

(特定用語の使用基準)

第8条 事業者は、募集型企画旅行の品質、内容、<u>旅</u> 行代金等に関する次の各号に掲げる用語の使用に ついては、当該各号に定めるところによらなけれ ばならない。

(比較広告の表示基準)

- 第9条 事業者は、募集型企画旅行に関する広告において、旅行の内容、取引条件等について、他の事業者が企画・実施する特定の募集型企画旅行との比較を表示するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - (5) 中傷・誹謗にわたる広告はしないこと。

(告知広告の必要表示事項)

第6条の2 (略)

(告知広告の表示基準)

第6条の3 事業者は、告知広告において<u>旅行代金</u> <u>について</u>表示するときは、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

(特定事項の表示基準)

第7条 事業者は、募集型企画旅行に関し、次の各号 に掲げる事項を表示するときは、当該各号に定め るところによらなければならない。

(1)~(3) **(略)**

(4) 付帯サービスに関する事項

旅行計画に定めた旅行を実施するために通常 必要とされる旅行サービス以外に<u>旅行参加者</u>に 提供される物品又はサービスがある場合におい て、それらの物品又はサービスの提供について 表示するときは、次の基準によること。

ア・イ (略)

(5)~(7) **(略)**

(特定用語の使用基準)

第8条 事業者は、募集型企画旅行の品質、内容、<u>価</u> 格等に関する次の各号に掲げる用語の使用につい ては、当該各号に定めるところによらなければな らない。

(1)~(4) **(略)**

(比較広告の表示基準)

第9条 事業者は、募集型企画旅行に関する広告において、旅行の内容、取引条件等について、他の事業者が企画・実施する特定の募集型企画旅行との比較を表示するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 中傷・ひぼうにわたる広告はしないこと。

変 更 現 行

(新設)

第3章 特殊旅行の表示基準

第3章 特殊旅行の表示基準

第10条・第11条 (略)

(ツアー登山旅行)

第11条の2 事業者は、ツアー登山旅行について表示する場合は、第5条又は第6条の規定によるほか、施行規則で定めるところにより表示しなければならない。

第4章 表示の禁止等

第4章 表示の禁止等

第12条・第13条 (略)

(不当表示の禁止)

- 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は 募集広告等において、次の各号に掲げる表示をし てはならない。
 - (1) 観光等のサービスの内容について、観光施設、 立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実 に相違する表示又は実際のものより著しく優良 であると一般消費者に誤認されるおそれ<u>が</u>ある 表示
 - (2) 運送サービスの内容について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (3) 宿泊サービスの内容について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (4) 食事サービスの内容について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実に相違する表示又は 実際のものより著しく優良であると一般消費者 に誤認されるおそれがある表示
 - (5) 温泉について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (6) 浴槽内の温泉の適応症について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
 - (7) 参加条件又は催行条件等について、事実に相違する表示又は実際のものより著しく有利であ

(不当表示の禁止)

- 第14条 事業者は、募集型企画旅行の説明書面又は 募集広告等において、次の各号に掲げる表示をし てはならない。
 - (1) 旅行者が提供を受ける観光等のサービスの内容について、観光施設、立地条件、見学方法、景観、環境等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (2) 旅行者が提供を受ける運送サービスの内容について、運送機関の種類、等級、航空機の運航行程や運航形態等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (3) 旅行者が提供を受ける宿泊サービスの内容について、宿泊施設の種類、客室の種類や設備、客室からの景観等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (4) 旅行者が提供を受ける食事サービスの内容について、食事の内容、回数、食事場所等に関し、事実に相違する表示又は実際のものより著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (5) 温泉について、源泉に加水、加温、循環ろ過等を行っている場合に、源泉をそのまま使用していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (6) 浴槽内の温泉の適応症について、実際には療養泉としての基準値を維持していないにもかかわらず、基準値を維持していると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
 - (7) 参加条件又は催行条件等について、事実に相違する表示又は実際のものより著しく有利であ

変更

- ると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (8) 旅行代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示
- (ii) 「推賞」、「推奨」、「推薦」等を受けていないのに、受けていると<u>一般消費者に</u>誤認されるおそれがある表示
- (11) 一般消費者に広く適用される価格を優待価格と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定の者に与えられた優遇であると誤認されるおそれがある表示
- (12) 客観的、具体的事実がないのに、価格が著しく 安いという印象を与える用語を用いることにより、不当に顧客を誘引するおそれがある表示
- (14) 前各号に掲げるもののほか、規約第5条から 第11条の2までに規定する事項についての虚偽 又は誇大な表示で、実際のものよりも著しく優 良又は有利であると一般消費者に誤認されるお それがある表示

ると一般消費者に誤認されるおそれのある表示

現行

- (8) 旅行者が支払うべき旅行代金について、代金の額、支払方法等について、実際のものより著しく有利であると一般消費者に誤認されるおそれのある表示
- (9) (略)
- (10) 「推賞」、「推奨」、「推薦」等を受けていないのに、受けていると誤認されるおそれのある表示
- (11) 一般消費者に広く適用される価格を優待価格と表示することにより、あたかもその価格による提供が特定の者に与えられた優遇であると誤認されるおそれのある表示
- (12) 客観的、具体的事実がないのに、「特価」、「格安」、「出血サービス」等価格が著しく安いという 印象を与える用語を用いることにより、不当に 顧客を誘引するおそれがある表示
- (13) (略)
- (14) 前各号に掲げるもののほか、規約第5条から 第11条までに規定する事項についての虚偽又は 誇大な表示で、実際のものよりも著しく優良又 は有利であると一般消費者に誤認されるおそれ がある表示

附則

- 1 この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。
- 2 公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日以前に作成された募集型企画旅行の説明書面及び募集広告の表示については、なお従前の例によることができる。